

## ⚠️ ご注意いただきたいこと

### ■ 共済掛金払込免除制度について

災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態または所定の疾病重度障害状態となった場合には、以後の共済掛金(特約を含む)はいただきません。ただし、原因等により免除にならない場合があります。

### ■ 口座振替掛金について

主契約およびそれに付加された次の特約を対象として、共済掛金の払込経路が口座振替扱いの共済契約または前納期間中の共済契約の場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「口座振替掛金」が適用されます。

#### 【対象となる特約】

定期特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約

### ■ 高額契約掛金優遇制度について

主契約およびそれに付加された次の特約を対象として、その共済金額等の合計額が契約単位で2,500万円以上となる場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「高額契約に適用する共済掛金率」が適用されます。

#### 【対象となる特約】

定期特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約

### ■ 指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金等を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその共済金等を代理請求することができます。

(例) 病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき

※指定代理請求人に共済金等を既にお支払いしている場合は、その後共済金等の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重複してお支払いはいたしません。

※ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができない場合があります。

### ■ 生前給付特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

余命6か月以内と判断された場合、被共済者ご本人が生前給付金をご請求できます。ご請求に際しては3,000万円を限度に死亡共済金の額(主契約・定期特約等の共済金額の合計額)の範囲内で、死亡共済金の全部または一部を指定していただきます。お受取りになる生前給付金の額は、請求時に指定された金額からこれに対応する6か月分の利息と共済掛金を差し引いた額となります。

※医師による診断が必要です。

※死亡共済金の全部を指定される場合、各特約も含めて養老生命共済のご契約は消滅することとなります。

※養老生命共済の共済期間の満了日まで1年以内である場合、請求はできません。

### ■ 扱別について

告知書扱い、面接士扱い、診査医扱いがあります。

※扱別は加入年齢、共済金額等により異なります。また、医師の診査が必要なご契約でも、健康診断結果表等を提出することにより医師の診査にかえることもできます(ただし、所定の条件があります)。

### ■ 割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しにできます。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。

### ■ 解約時の返れい金について

解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いしますが、場合によってはお支払いできないことがあります。詳細は組合までお問い合わせください。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

### 「JA共済フォルダー」へのご契約の登録をおすすめします。

ご契約内容を  
毎年お届けします!

JA窓口での住所・  
電話番号等の変更が  
スムーズになります!

JA共済宿泊保養施設の  
サービス・特典が  
ご利用いただけます!

### さらにJA共済ホームページの「JA共済フォルダーネット」にご登録いただくと

- インターネット上でご契約内容の確認、住所・電話番号の変更、各種ご案内書の閲覧ができるようになります。もっと便利になります。
- ご希望の方は、冊子での「ご契約のしおり・約款」の交付に代え、インターネット上でご覧いただくWeb約款をお選びいただけます。

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから  
「ひと・いえ・くるま」各共済の  
資料請求・掛金試算ができます。

### JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

受付時間: 9:00~18:00(月~金曜日) 9:00~17:00(土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

### ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは



ひとの保障  
ご加入いただける年齢  
0歳~75歳

# 養老生命共済

貯蓄しながら備えられる万一保障



# 保障内容

ご契約例

このプランにご加入いただける年齢

**15歳～55歳**

\*ご加入いただける年齢はプランによって異なります。

## ご契約例

加入年齢: **30歳**

## 主契約

- 共済金額: 200万円
- 共済期間: 30年

## 特約

- 定期特約: 800万円
- 災害給付特約: 500万円
- 災害死亡割増特約: 500万円

- 生前給付特約
- 指定代理請求特約

共済掛金(2020年4月現在)

男性月払い **8,795円** 男性年払い **101,172円**  
 女性月払い **7,741円** 女性年払い **88,986円**

(共済掛金の払込経路が口座振替扱いの場合)

## ポイント

1 満期時には、**まとまった満期共済金**をお受取りいただけます。

2 **万一のとき、手厚い一時金**をお受取りいただけます。

3 **定期的にまとまった資金**を受け取れる**中途給付プラン**も選択できます。



## 掛金表

お払込みいただく共済掛金(一部抜粋) (2020年4月現在)

男性		加入年齢(歳)	女性	
月払い	年払い		月払い	年払い
7,497円	86,234円	15	7,035円	80,960円
7,761円	89,276円	20	7,185円	82,686円
8,155円	93,794円	25	7,417円	85,306円
8,795円	101,172円	30	7,741円	88,986円
9,751円	112,076円	35	8,185円	94,162円
11,283円	129,702円	40	8,889円	102,260円
13,831円	159,028円	45	10,073円	115,888円
18,067円	207,792円	50	12,261円	141,028円
24,889円	286,232円	55	16,431円	188,976円

- 左記プランをご選択いただいた場合の共済掛金です。
- 上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。
- 養老生命共済にご加入いただける年齢は0歳～75歳です。プランによって異なりますので、詳しくはお近くのJAまでお問い合わせください。

## 仕組図



このプランには、下記の特約と制度も含まれています。

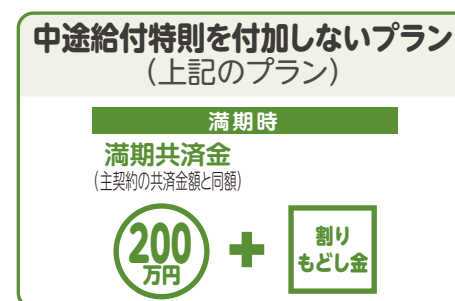
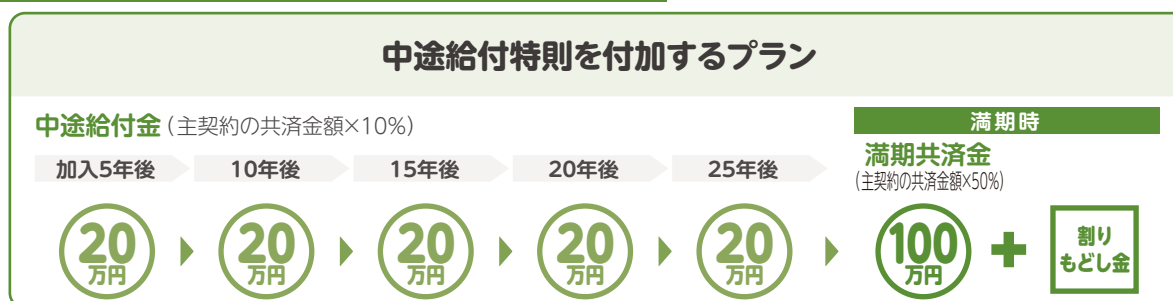
災害給付特約・災害死亡割増特約	災害や所定の感染症による死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態の場合にお支払いします。また、災害給付特約は災害による所定の第2級～第10級の後遺障害の状態の場合にも、程度に応じて共済金(共済金額の80%～5%)をお支払いします。 *災害を原因とする共済金は、災害を受けた日以後200日以内に所定の事由に該当した場合にお支払いします。	生前給付特約	余命6か月以内と判断された場合、共済金を前払いします。	指定代理請求特約	受取人となる被共済者が、共済金等を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求することができます。	共済掛金払込免除制度	病気・災害により所定の状態になられた場合、 <b>以後の共済掛金はいただきません。</b>
-----------------	---	--------	-----------------------------	----------	--	------------	---

## プランの選択

「養老生命共済」の共済期間は、ご希望にあわせて選ぶことができます。

- 共済期間は、5年、10年、15年、20年、25年、30年の**年満期**と50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、77歳、88歳の**歳満期**の13種類があり、ライフプランにあわせて満期とすることができます。
- \*共済期間や満期年齢に応じて加入年齢の範囲が異なります。
- \*中途給付特約付の場合、共済期間は15年以上に限りませ。

中途給付特約を付加するプランもあります。



## 中途給付特約について

- 中途給付特約を付加されているご契約については、被共済者が所定の期間が満了する時に生存されている場合に、所定の額の中途給付金をお支払いします。
- \*この特約は、ご契約のお申込み時に限り付加することができます。
- \*この特約は、共済期間を15年以上とする契約に限り付加することができます。
- \*中途給付金のお支払いがあっても、主契約の死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態の場合にお支払いする共済金の額は減額されません。
- 共済期間が25年以上の場合はご加入後5年ごとの応当日に、25年未満の場合はご加入後3年ごとの応当日に、被共済者が生存していることを条件に中途給付金をお受取りになれます。中途給付金の回数は共済期間により下表のとおりです。

共済期間	15～17年	18～24年	25～29年	30～38年
給付間隔	3年ごと		5年ごと	
給付回数	4	5	4	5
満期共済金*	60%	50%	60%	50%

- \*満期共済金の額は、共済期間の区分に応じ、共済金額に表の割合を乗じた額となります。
- \*中途給付金の額は、主契約の共済金額の10%の額となります。
- \*中途給付金は、自動的に据え置かれます。据え置かれた中途給付金には所定の利息がつき、いつでもお受取りになれます。

●「万一のとき」とは、死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態のいずれかに該当する場合のことです。